# 情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

名

後期高齢者医療制度における、税務情報の目的外利用の項目追加について

### 内容は別紙のとおり

#### 条例の根拠

#### 【諮問】

第11条第2項第5号(目的外利用)

<u>(担当部課:健康部 高齢者医療保険制度準備担当)</u> 担当者:鈴 木 内線(3862)

# 事業の概要

| <u> </u> |   |  |  |  |  |
|----------|---|--|--|--|--|
| 事業名      | 後期高齢者医療制度における、税務情報の目的外利用の項目追加について   |  |  |  |  |
| 担当課      | 高齢者医療保険制度準備担当   |  |  |  |  |
| 目的       | 後期高齢者医療制度で、正しい所得情報を設定し、正確な保険料の軽減判定を行うため   |  |  |  |  |
| 対象者      | 後期高齢者医療制度に該当する者   |  |  |  |  |
| 事業内容     | 後期高齢者医療制度に該当する者 後期高齢者医療制度は、75歳以上(一定以上の障害のある方は65歳以上)の医療保険であり、被保険者は保険料を負担する。 保険料については、所得の少ない方に対して軽減措置があり、世帯の所得合計が一定範囲内であることによって適用されることになる。 広域連合では、被扶養者について、無所得として捉え保険料の軽減判定をすることになっている。しかし現在、税の扶養情報がなく、今回税務情報の目的外利用項目を追加することにより、保険料軽減の正しい判定を可能にするものです。 また、軽減の可否を判定する際の所得は、事業を営む者の事業専従者控除、青色事業専従者控除を受ける前の金額となるが、これについても、現状でその情報がないことから、税務情報の目的外利用項目を追加することにより、保険料軽減の正しい判定を可能にするものです。 |  |  |  |  |
|          |   |  |  |  |  |
|          |   |  |  |  |  |
|          |   |  |  |  |  |

# 件名 後期高齢者医療制度における、税務情報の目的外利用の項目追加について

| 保有元                          | 元及び保有情報  | 利用先及び利用情報                       |   |  |
|------------------------------|--|---------------------------------|---|--|
| 保有課                          | 税務課  | 利用課                             | 高齢者医療保険制度準備担当   |  |
| 登録された個人情<br>報業務の名称           | 特別区民税・都民税  | 登録された(登録<br>する予定の)個人<br>情報業務の名称 | 後期高齢者医療制度   |  |
| 情報はどのような<br>媒体に記録されて<br>いるか  | ホストコンピュータ  | 情報はどのよう<br>な媒体で提供を<br>受けるのか     | 紙 (リスト) 及び連携サーバ上の<br>ファイル                                       |  |
| 登録業務で保有している情報項目は何か           | 生区定者者特知課得配専動支金一特特特與期減年分表。<br>日東、番民号号の分表で、<br>、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 |                                 | 扶養判定表示、扶養者住民番号、<br>異動制限表示、青色申告表示、配<br>偶者専従の有無、その他専従人数<br>(追加項目) |  |
| 何のために保有し<br>ているのか            | 特別区民税・都民税の賦課、<br>収納を行うため   | 何のために目的<br>外利用するのか              | 正しい所得情報を設定し、正確な<br>保険料の軽減判定を行うため                                |  |
| 緊急時の利用の場<br>合における本人通<br>知の状況 | *****  | 目的外利用の時<br>期・期間                 | 平成20年4月1日から継続   |  |